

保留議題回答

No.	項目	質問	回答
1	共同企業体の構成員について	質疑回答No.41において、共同事業者の構成員の変更について、市がやむを得ないと認める場合は、市の承認を条件として構成員の変更及び追加ができる旨の回答がされているが、市が認める場合とは具体的にどのような場合なのか。	本市がやむを得ない場合として認めるかどうかは、個別に判断することになりますが、例えば、社会・経済情勢の著しい変動等により、現状の構成員では円滑な事業実施が困難であると認められ、社会通念上、構成員の変更が不可欠である場合等を想定しております。 なお、構成員の追加・変更を本市が認めた場合におきましても、提案内容が実施されることを適切に継承いただく必要があります。
2	共同企業体の構成員について	提案内容の実現に関わる全ての事業者が共同事業者の構成団体に入る必要があるのか。	売却先事業者は、本売却予定地において安定的に提案内容を実現する責任を担い、事業の進捗状況によっては事業者募集要領・土地売買等契約書等に規定する本市に対する賠償責任等のリスクを負うこととなります。このことから、共同事業者にて事業提案を行い、売却先事業者となった場合には、これらの責任及びリスクを当該共同事業者間で連帯して担うこととなります。 従って、上記の責任及びリスクを共同して負うことを想定していない事業者は共同事業者の構成団体に入る必要が無く、売却先事業者との契約関係等に基づき計画の実現のため参画することとなります。
3	共同企業体の構成員について	共同事業体を構成せず、単体での提案を行うことは可能なのか。	前記(No.2)の回答主旨を踏まえ、当該売却先事業者の責任のもと、提案を行った計画の安定的な実施・実現が可能であれば、事業者募集要領「4 参加資格の資格要件」に記載のとおり、単体の事業者での提案を行うことは可能です。 なお、単体で計画提案を行った事業者が売却先事業者となった場合には、当該事業者との契約関係等に基づき関係会社・協力会社等の事業への参画は可能ですが、提案内容を実現する責任及び契約条項等に基づく本市に対する賠償責任等のリスクは当該事業者が負うこととなります。
4	共同企業体の構成員について	参加資格確認申請書等の提出後の事業計画提案書等の提出までの間で、共同事業者の構成員の一部の離脱及び追加は可能か。	事業計画提案書等の提出までに共同事業者の構成内容に変更が生じた場合は、本市に事前連絡のもと、事業者募集要領に定める提出書類を変更内容に基づき速やかに提出するものとし、本市で所定の確認作業を行ったうえで再度、プロポーザル参加資格確認結果通知を行うこととなります。なお、事業計画提案書等の提出後の共同事業者の構成内容の変更は認められません。 また、構成員の追加があった場合において、事業計画提案書等の提出締切日までに当該事業者がプロポーザル参加資格を満たすことを本市で確認できない場合には、条件を付したプロポーザル参加資格確認結果通知を行うものとし、後にプロポーザル参加資格を満たさないことが判明した場合には、当該共同事業者は失格となり、以後の本プロポーザルへの参加は認められません。